

ご利用にあたって

1 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によります。

3 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類E－製造業に属する事業所。

4 調査の期日

平成25年12月31日現在

5 調査の種類

- (1) 甲調査・・・従業者30人以上の事業所
 - (2) 乙調査・・・従業者4人以上29人以下の事業所
- ※いずれも臨時雇用者を除いた人数

6 調査の方法

知事の任命する調査員（本社一括調査及び国直送調査については経済産業省）が配布する調査票によって実施しました。

7 集計項目の説明

- (1) 従業者数は常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計です。
- (2) 製造品出荷額等は、製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額、その他の収入額（修理料収入等）の合計です。
- (3) 主な用語の算式は、次のとおりです。
 - ・付加価値額＝製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額
 - ・粗付加価値額＝製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

8 産業分類の略称

この速報では、産業中分類について次のとおり名称を省略して用いたところがあります。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 烹業・土石製品製造業	烹業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	26 生産用機械器具製造業	生産用
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

9 地域別区分（平成25年12月31日現在）

- (1)北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- (2)中南勢地域 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
- (3)伊勢志摩地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- (4)伊賀地域 名張市、伊賀市
- (5)東紀州地域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

10 記号及び注記

- (1) 統計表中の「X」は2事業所以下に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。
また、3事業所以上であっても、1又は2事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合には「X」で表しました。
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。
- (2) 各項目の数値は四捨五入しているため、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。

11 この速報の数値は、後日公表する予定の「三重の工業 平成25年工業統計調査結果報告書」及び経済産業省から公表されるものと相違することがあります。

12 本書の内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部統計課 農水・商工統計班
電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046